

随意契約理由書

件名	パークサイド御崎住宅・東川崎7丁目住宅エレベーター改修工事
契約の相手方	日本エレベーター製造株式会社
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
随意契約の理由	
本工事は当該住宅に設置されているエレベーター(パークサイド御崎住宅1台、東川崎7丁目住宅1台)について、可能な限り既設機器を再利用した上で劣化した制御盤や駆動部の取替と、その動作と連動して機能する安全装置の追加を主とするものである。 このため、当該エレベーターを製造した者が独自に開発した制御プログラムや既設機器と取替機器を一体的システムとして再構築する必要がある。 日本エレベーター製造株式会社は、パークサイド御崎住宅・東川崎7丁目住宅の既設エレベーター製造業者である。 本工事は既設エレベーター設備と密接不可分の関係により改修を行う必要があるため、他の請負人では施工不可能である。	
担当部署 (問い合わせ先)	建築住宅局住宅建設課 (電話番号 078-595-6532)